

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	3	担当課	土木管理課
法令名	建設業法	根拠条項	25の7-3	不利益処 分の種類	紛争審査会特別委員の解任	
<p>(特別委員)</p> <p>第25条の7</p> <p>3 第25条の2第2項、第25条の3第2項及び第4項、第25条の4並びに第25条の5の規定は、特別委員について準用する。</p> <p>(委員の解任)</p> <p>第25条の5 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。						